

東松島市道の駅
農産物等出荷要綱

株式会社東松島観光物産公社
令和6年6月

東松島市道の駅農産物等出荷要綱

株式会社東松島観光物産公社

(目的)

第1条 この東松島市道の駅農産物等出荷要綱（以下、「要綱」という。）は、東松島市道の駅に設置する物販施設（以下、「施設」という。）において販売する農産物等について必要な事項を定め適正な運営に資することを目的とする。

(運営主体)

第2条 施設は株式会社東松島観光物産公社（以下、「会社」という。）が運営する。

(開設)

第3条 2024年11月末開業予定とする。

(出荷者登録)

- 第4条 施設に農産物等を出荷する者は、出荷者として登録しなければならない。
- 2 出荷者は、自ら農産物等を生産する個人もしくは法人とする。
 - 3 登録料は2,000円とし、納入後はいかなる場合も返却しない。

(販売方法)

- 第5条 施設での販売は原則として委託販売とし、バーコードシールを出荷物単位あたり1枚ずつ貼付する。
- 2 バーコードシールがはがれていた場合や汚損し読み取れないものは販売しない。
 - 3 施設での個人取引は禁止する。

(出荷物の条件)

- 第6条 出荷者は、消費者の期待と信頼に応えるため、安全で新鮮な生産物のお荷に努めるものとする。また、農薬等を使用する場合は市場の数値に準ずる等、その使用量を少なくするよう努力する。
- 2 出荷者は、出荷物に対する責任を負い、出荷物に対して返品または苦情等があった場合は、購入者に対して誠意をもって対応するものとする。
 - 3 加工品の出荷者は製造物責任保険（PL保険）に加入することを義務付ける。
 - 4 出荷物が食品衛生法等の法的規制を受ける場合は、その出荷者の責任において許認可等を得るものとする。また、法令等で定められた表示をしていないものは販売できないものとする。
 - 5 消費者に情報を伝えるため、出荷物の特徴、生産履歴、料理方法などの説明書

き等を添付する等、各自工夫するものとする。ただし、法令等を遵守した正しい表示とし、消費者を惑わす誇大または虚偽の表現、薬効等の表示は禁止する。

(出荷物の預かり期間)

第7条 別表1に定める預かり期間を経過した出荷物は、原則、出荷者自らが持ち帰るものとする。

- 2 預かり期間内であっても、傷み、腐敗、異臭、変色等があり販売に適さないと会社が判断した場合は、出荷者に持ち帰るよう連絡する。出荷者が持ち帰らない場合は、会社が撤去できるものとし、その撤去にかかった費用は出荷者に請求できるものとする。

(手数料等)

第8条 出荷者は、販売物に対して別表2に定める手数料を会社に納入するものとする。

- 2 出荷者はバーコードシールを1枚1円で購入する。

(精算)

第9条 販売代金は、別表2で定める手数料を控除後精算するものとする。

- 2 販売代金は月末締め、翌月15日払いを原則として出荷者の指定する口座に振り込む。
- 3 振込み日が金融機関の休日にあたる場合は、前営業日に振り込む。ただし、振込下限額については会社が定めるものとする。
- 4 振込手数料は出荷者が負担するものとする。

(価格の設定)

第10条 販売価格の設定は次のとおりとする。

- 2 出荷者は、販売価格を自由に設定できるものとする。
- 3 価格の表示は、消費税込みとする。
- 4 価格設定に問題がある場合には、会社が出荷者と協議し対処するものとする。

(出荷・陳列の方法)

第11条 出荷・陳列にあたっては次のとおりとする。

- 2 搬入時間は原則として午前7時30分から午前8時45分までとする。ただし、販売状況等を踏まえ、随時追加の納品ができるものとする。
- 3 出荷品目、出荷量は出荷者の自由とするが、陳列スペース、残品量等を考慮し、会社が要請または制限することができるものとする。
- 4 出荷物の包装にあたって、ホッチキス針等は危険なので使用を禁止する。
- 5 出荷物の陳列場所は、会社の社員（以下、「社員」という。）の決定に従うも

のとする。

- 6 社員は、販売状況や出荷物の傷み具合に応じて出荷物の陳列場所の移動や撤去ができるものとする。

(罰則)

- 第 12 条 出荷者が本要綱に違反していると認められる場合、会社は別表 3 により改善勧告を行い、その改善が認められない場合には出荷停止の処分を行うことができるものとする。出荷停止処分の期間は施設への出荷はできないものとする。
- 2 出荷停止処分が再発した出荷者に対して、会社は出荷登録を抹消することができるものとする。

(その他)

- 第 13 条 この要綱に定めのない事項のほか、施設の運営に関し必要な事項は、会社と出荷者の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

別表 1 預かり期間

区分	預かり期間	該当農産物等
1	3 日以内	葉菜類、果菜類、果物（柑橘類を除く）、山菜、きのこ類、切花、苗物、等
2	1 週間程度	根菜類、いも類、柑橘類、等
3	30 日	穀物、豆類、乾燥物、等

- ① 預かり期間内であっても、傷み、腐敗、異臭、変色等があり販売に適さないと会社が判断した場合は販売しない。
- ② 農産物加工品等の預かり期間は、消費期限または賞味期限以内とする。
- ③ 預かり期間の最長を 30 日とする。
- ④ 別表 1 にない農産物等については別途会社が定める。
- ⑤ 預かり期間内の持ち帰りは自由とする。

別表2 手数料

種 類	手数料	備 考
常温品	2.3%	手数料を控除し、残額を指定の口座に振り込む。
冷蔵・冷凍品	2.5%	

別表3 禁止行為への対応

区 分	内 容	備 考
1・2回目	口頭注意 → 始末書	
3・4回目	始末書 → 実名公表 → 販売停止	
5回目	実名公表 → 出品者契約解除	
損失行為等	出品者契約解除	※会社の名誉、信用を傷つけ又は損害を与えた場合

